

令和7年度 川根本町まちづくりリーダー養成講座実施業務委託 企画提案募集要項

1 募集の趣旨等

(1) 業務名

令和7年度川根本町まちづくりリーダー養成講座実施業務

(2) 趣旨

当町は平成17年9月20日の旧本川根町と旧中川根町の合併から成る町で、令和7年9月20日に合併20周年を迎える。人口減少、少子高齢化、茶価の低迷など、数多くの課題を抱える状況にはあるが、町としては、そのような状況に屈することなく、この先も長く続く持続可能なまちづくりを進めていきたい。

そのためには、行政、町民、関係団体のそれぞれが高い熱量を持ち、一丸となってまちづくりに取り組むことが望ましく、まちづくりに主体的に取り組める人材の養成が求められる。

本事業は、これから先の当町のまちづくりに主体的に取り組むことができる人材「まちづくりリーダー」を養成すべく、町民等を対象とした講座を企画・運営するもので、まちづくりや人材養成における専門知識や実績、ノウハウを有する事業者による実施業務を委託するため、公募型プロポーザルにて受託候補者を決定する。

2 事業期間

契約締結の日～令和8年3月19日

3 実施場所

町営施設での実施を原則とし、委託者と協議のもと決定する。ただし、委託者が目的の達成のために必要と認める場合は、町内民営施設での実施や、町外視察等も可能とする。

4 事業内容

(1) 講座の名称

川根本町まちづくりリーダー養成講座（以下「講座」という）

(2) 講座の目的

川根本町のまちづくりに主体的に取り組むことができる人材の養成を目的とする。

(3) 実施回数

全5回とする。 ※講座の一部をオンラインで実施することを認める。

(4) 実施日時

平日の夜間又は土・日曜日（祝日を除く）の昼間に開催することとし、詳細は委託者と協議のもと決定する。なお、講座1回当たりの時間は、平日夜間に開催する場合は最長2時間、土・日曜日の昼間に開催する場合は最長4時間とする。

(5) 受講対象者

町民及び町内に事業所を有する NPO 法人、農協、商工会等の職員
※概ね 20 人を上限とする。

(6) 参加料

無料とする。

(7) 内容

提案内容をベースに協議のもと決定する。

5 委託事項

(1) 講座の企画・準備

委託者と協議のもと講座の内容を決定し、当日までに講座の実施に必要な資料を作成する。なお、作成した資料は事前に委託者に提出し、確認を受け、委託者が認める内容としなければならない。

(2) 講座の開催

(1) で決定した内容の講座を適切かつ円滑に実施できるよう、講座当日に必要な講師を派遣するとともに、教材等を用意し、講座を開催する。

(3) 事業の記録等

ア 写真撮影

事業報告や次回告知に使用することを目的として、必要な写真を撮影する。その際、撮影者はスタッフである旨が明確に確認できる状態で撮影しなければならない。

イ アンケート調査

参加者を対象としたアンケート調査（内容は委託者と協議のもと決定）を実施し、集計する。

(4) 事業報告

事業完了後、委託事項の全てにおける実施状況を確認できる報告書(様式任意)を作成し、事業完了後 30 日以内または令和 8 年 3 月 19 日のいずれか早い日までに受託者に提出する。

6 委託料の額

150 万円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限とする。

※業務の実施に係る全ての経費を委託料に含めるものとする。

7 提案に関する事項

(1) 応募資格

本事業に応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- ① 自治体や企業等から依頼を受け、「人材養成」又は「まちづくり」のいずれかの分野において、講座の実施経験を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ④ 直近 1 年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 暴力団員等(川根本町暴力団排除条例(平成 24 年 9 月 19 日川根本町条例第 17 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがないと町長が認めるもの。

(2) 提案の内容

- ① 人材養成・まちづくり等をテーマとした講座の実績
- ② 委託業務の実施体制・スケジュール
- ③ 講座各回の目的・内容の具体案・所要時間
- ④ 委託料の額
- ⑤ その他自由提案(必須としない)

(3) 提案資料等の作成条件

- ① 提案資料はA4（横）で作成すること。
- ② 提案資料及び関係書類は日本語で作成すること。
- ③ 提案資料は1応募者につき1種類とし、当日の資料の追加は認めない。

(4) 応募手続き

① 応募選定のスケジュール

行 程	時 期
募集要項等の公表	令和7年7月25日（金）
質問の受付期間	令和7年7月25日（金）～令和7年8月6日（水）
質問に対する回答	質問の受付から3開庁日以内（随時回答）
参加表明書類受付期日	令和7年8月20日（水）17:00 必着
提案書類の受付期日	令和7年8月28日（木）17:00 必着
プレゼンテーション	令和7年9月3日（水）
選定結果の通知	令和7年9月4日（木） ※予定

※詳細は次のとおり。

② 質問の受付

項 目	内 容
受付期間	令和7年7月25日（金）～令和7年8月6日（水）
提出方法	質問書（様式1）に質問事項を簡潔にまとめ、電子メールで提出するとともに、メールの受信確認を電話にて行うこと。なお、電子メールに添付するファイルは、Word データとすること。
提出先	川根本町経営戦略課 まちづくり推進室 電話：0547-56-2221 メールアドレス： keiei@town.kawanehon.lg.jp
回答	受付から3開庁日以内に電子メールにより随時回答する。 なお、質問内容が、質問者の提案内容の独自性等に影響しない事項である場合は、町のホームページに質問及び回答の内容を掲載する。
留意事項	電話や口頭での質問の受付は一切行わない。

③ 参加表明書類の受付

項 目	内 容
提出期日	令和7年8月20日（水）17:00 必着
提出方法	持参又は郵送 ※1 持参の場合は平日 8:15～17:00 の間に提出すること。 ※2 郵送の場合は書留郵便で送付すること。
提出先	〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 川根本町経営戦略課 まちづくり推進室
提出書類	ア 参加表明書（様式2） イ 会社等概要書（様式3） ウ 類似業務実績（様式4）
留意事項	・参加要件の審査結果により、参加が認められない場合があることを理解したうえで提出すること。 ・参加表明に要する費用は、全て事業者の負担とし、提出された書類等は審査終了後も返却しないものとする。

④ 提案書類の受付

項 目	内 容
提出期日	令和7年8月28日（木）17:00 必着
提出方法	持参又は郵送 ※1 持参の場合は平日 8:15～17:00 の間に提出すること。 ※2 郵送の場合は書留郵便で送付すること。
提出先	〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 川根本町経営戦略課まちづくり推進室
提出書類	ア 業務実施者一覧表（様式5） イ 事業提案書（様式任意） ウ 見積書（様式任意。金額の内訳が確認できるもの。）
提出部数	ア 上記提出資料を印刷したもの 各8部（正本1部、副本7部） イ 全提案書類のデータを収めた CD 又は DVD 1枚
留意事項	事業提案に要する費用は、全て事業者の負担とし、提出された書類等は審査終了後も返却しないものとする。

⑤ プレゼンテーションの実施

項 目	内 容
実施日	令和7年9月3日（水）
実施方法	ア プレゼンテーション 20 分 イ 審査委員会によるヒアリング 10 分
留意事項	・会場への入室は各事業者2名までとする。 ・会場内では、プロジェクター及びスクリーンを使用した資料の投影を認めるが、投影できる資料は提出したものと同一のものとし、当日の資料の追加は認めない。 ・会場には以下の備品を用意する。 【事務局準備備品】 PC、プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル、レーザーポインター ・プレゼンテーション審査の時刻や場所等の詳細は、令和7年8月28日（木）までに、電子メールにて応募者あて通知する。 ・プレゼンテーションに要する費用は全て事業者の負担とする。 ・当日の来町が困難な場合は、オンラインでの参加を認める。 ・プレゼンテーションを欠席又は指定した時間までに参集していない場合は、その理由にかかわらず、辞退したものとみなす。

⑥ 審査結果の通知

項 目	内 容
通知日	令和7年9月4日（木） ※予定
留意事項	・審査結果については、電子メール及び書面により全ての応募者に通知する。 ・審査結果通知後、受託候補者の事業者名及び所在地をホームページで公表する。 ・審査結果通知後における異議申立てや、選定経緯に係る個別の問い合わせは認めない。

8 審査に関する事項

（1）審査体制等

① 審査体制

応募者の参加資格・事業提案等を審査し、受託候補者を選定するため、審査委員会を設置する。なお、審査委員会の委員は非公開とする。

② 受託候補者の選定方法

提出書類及びプレゼンテーション等を踏まえ、審査委員会が後述する審査基準に基づいて各応募者を審査し、審査結果をもとに、最も得点が高い応募者を受託候補者として選定する。

なお、得点が同点の場合は、見積書に記載された金額が低額だった者を上位とする。

(2) 審査基準等

① 評価項目

審査区分	評価項目	審査の視点	配点
書類審査	実施体制	業務を確実にかつ迅速に遂行するために十分な体制が確保されているか。	10
	スケジュール	業務実施に係るスケジュールは妥当性がある内容となっているか。	10
	業務実績	業務を確実にかつ効果的に遂行するために十分な知見・経験・実績等を有しているか。	15
プレゼンテーション	業務理解度	業務の目的を的確に把握し、目的達成のために適切な提案内容になっているか。	10
	講座内容	講座各回の目的が明確に定められて、適正かつ効果的なカリキュラムが順序立てて設定されているか。	20
		今後のまちづくりに必要な施策の具体案が検討される仕組み作りがなされているか。	15
		参加者が楽しく参加できる仕組み作りがなされており、参加者満足度の高い講座となることが見込まれるか。	10
	自由提案	目的の達成のために効果的な自由提案を有しているか。	5
	見積価格	業務実施に必要な経費が明確に示されており、適切と思われる金額となっているか。	5
合 計			100

② 採点方法

上記①の評価項目は、各審査の視点の配点に次表の評価係数を乗じて得た値で採点する。各審査委員の採点を平均したもの（小数点第3位切り捨て）を得点とし、合計点を算出する。

評価区分	評価内容	評価係数
A	特に優れている	1. 0 0
B	優れている	0. 7 5
C	普通	0. 5 0
D	やや不十分	0. 2 5
E	不十分	0. 0 0

③ 最低得点について

全ての応募者の得点の合計点が7割（70点）に満たなかった場合は、受託候補者を選定しないものとする。

（3）審査手順

本事業の審査は、「資格審査」と「提案審査」により、次のとおり行うものとする。

① 資格審査

事務局により、提出された提案書類について本要項に記載された資格要件を満たしているか等を確認し、参加資格の有無を審査する。

② 提案審査

審査委員会により、以下ア、イを行い、先述の審査基準等に照らし合わせて採点する。

ア 書類審査

提出書類を確認し、提案内容について評価する。

イ プレゼンテーション

提案書類に基づくプレゼンテーションと審査委員会によるヒアリング実施する。

※応募者6社以上の場合は、書類審査上位5社のみ参加可能とする。

③ 失格事項

資格審査における応募者の資格要件を有さない場合のほか、提出された提案書類について、次のいずれかの事項に該当する場合は失格とする。

ア 提出期限までに提案書類が提出されなかった場合

イ 複数の提案書類を提出した場合

ウ 提案書類に虚偽の記載等があった場合

エ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 本要項に違反すると認められる場合

カ 提案書類の内容に重大な問題点がある等、審査委員会が失格と判断した場合

キ その他不正行為があった場合

9 契約等に関する事項

本審査は、受託候補者の選定を目的としたものであり、契約締結までに以下①、②の行程を要する。

① 仕様書記載内容の確定

提案内容などを基に業務に関する仕様書の内容を確定させる。

② 見積徴取

上記①で確定した内容で見積徴取を行う。

※②において見積価格が予定価格を下回った場合に、契約書を取り交わす。

10 その他の事項

(1) 本募集に関する注意事項

- ① 提出書類を提出後、辞退する場合には、速やかに町に申し出なければならない。
- ② 書類提出後、町の判断で補足資料等の提出を求める場合があり、その場合は、可能な限りで速やかに応じなければならない。
- ③ 事業提案は、応募者の責任において実現可能な内容としなければならない。
- ④ 応募者が1者の場合においても、本募集は成立するものとする。
- ⑤ 提出物の著作権はすべて応募者に帰属する。ただし、町は提案審査、議会、報道機関等への情報提供及び町の広告媒体での掲載のために無償で利用できるものとする。
- ⑥ 提出物は川根本町情報公開条例に定める公文書となるため、同条例に基づく情報公開の請求により請求者に対し開示される場合がある。

(2) 担当課（問合せ先）

川根本町経営戦略課 まちづくり推進室

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627

電話：0547-56-2221 メールアドレス：keiei@town.kawanehon.lg.jp